

## 知床世界自然遺産地域における長期モニタリングと 順応的・統合的管理の基本的考え方（案）

### 0. はじめに

- ・知床世界自然遺産地域（以下、「知床遺産地域」という。）の世界自然遺産としての価値を維持していくためには、科学的な知見に基づき順応的に管理していく必要がある。
- ・そのためには、知床遺産地域及びそこに影響を及ぼすおそれのある周辺地域（以下、「知床遺産地域等」という）において、社会環境を含む生態系のモニタリングを実施し、その結果を総合的に評価することで、各種管理計画の見直しや各種活動の改善を行い、それらの実行に関して関係者が密接に連携協力することで、順応的かつ統合的な管理を実施していくことが求められる。
- ・知床遺産地域の良好な自然環境が世界遺産として維持されるよう、科学的知見に基づき順応的に管理していくことを目標とし、その基礎となる必要かつ十分なモニタリングを効率的に実施して、知床遺産地域等で行われている人為的活動に反映させ、良好な形で維持していくことに資するデータを得ることを目的とする。
- ・モニタリングを通じて、自然環境への望ましくない変化の兆候をできるだけ早くつかみ、また、劣化した自然の回復状況を把握する。
- ・モニタリングの結果は、年度ごとの報告書としてまとめ、公開するとともに、研究者や地元等に活用していただけるよう、調査報告会を開催するなど広く社会に情報提供するよう努めることとする。

### 1. モニタリングの評価と順応的・統合的管理への反映について

- ・知床世界遺産地域科学委員会（附属ワーキングを含む。以下同じ）において、モニタリングの内容及びその結果を評価する。
- ・知床世界遺産地域科学委員会はその評価結果を関係者に助言し、関係者は、密接に連携協力しつつ、モニタリング内容の見直しや、各種管理計画の見直し等、知床遺産地域の適正な管理に活かす。

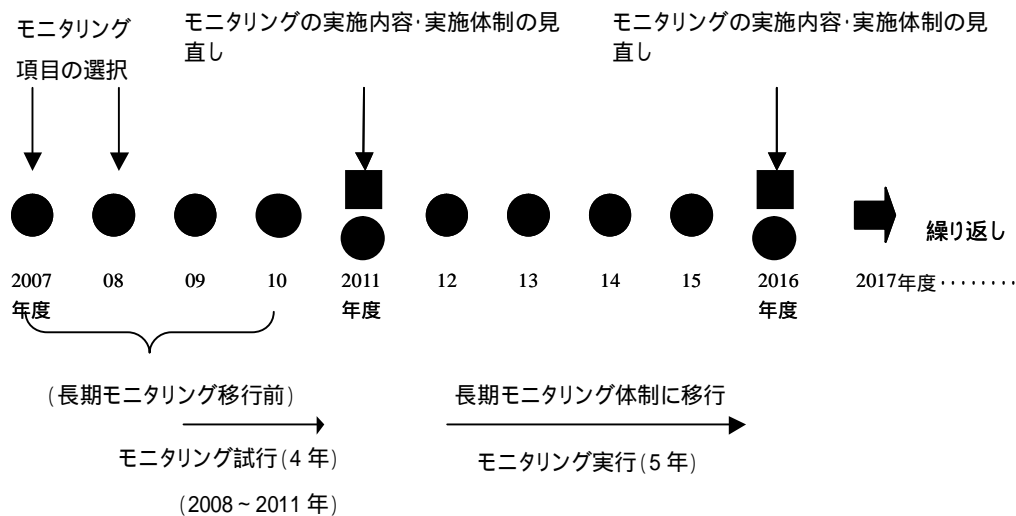
## 2. モニタリングの進め方について

### 1) 準備期間(2007~2011年)

- ・2007~2008年度に、モニタリング項目の選定について検討を行い、34項目のモニタリング項目がひとまず抽出された。これらについては、これ以上の絞り込みの検討を現時点で進めるよりも、まずは、それぞれの項目について、調査内容・手法などの簡便化、調査間隔の長期化などにより、より労力・予算を軽減して実施する方法を検討し、できるだけ多くの項目を継続していくことが望ましいと考えられた。
- ・2009年度は、個々のモニタリング項目毎に、その調査内容・手法の簡便化、調査間隔の長期化について、専門の各委員(WGの委員を含む)の協力を得て検討を実施し、必要に応じて、科学委員会以外の専門家の助言も得る。
- ・この簡便化等の検討結果を踏まえたモニタリングを2009~2011年度にかけて試行し、その手法の適切さを検証し、適宜、実施方法を見直す。この過程において、必要性が低いと考えられたモニタリング項目は除外し、また、新に必要性が認められた項目を追加するなどの検討も行う。2011年度には、この3年間の実施結果と検討結果を踏まえて、2012年度以降の本格実施に向けての実施内容や体制整備について検討を行い、モニタリング計画を策定する。

## 2) 長期モニタリング(2012年～)

- ・ 知床遺産地域等のモニタリングを安定的に実行し続ける体制に移行する。5年に一度、モニタリング結果の評価を元にその実施内容や実施体制の見直しを行い、次期の5年のモニタリングのあり方を定める。それを繰り返していく。



図．長期的なモニタリングと順応的・統合的な管理に関する模式図(平成18年度生態系モニタリング調査業務報告書を改変)

- ・ なお、モニタリング結果の評価は毎年行い、その結果、緊急の問題発生に関わる原因究明や対策手法検討などのための調査が必要とされた場合には、随時対策としてこれらの調査を行うこととする。

### 3. モニタリング計画の作成について

- ・モニタリングを行政機関等により継続的に実施していくためには、毎年、実施すべき調査がほぼ一定の調査内容（作業量）であることが望ましい。そのため、5年又は10年程度の期間におけるモニタリング計画を作成し、年度毎の調査内容（作業量）はなるべく均一なものとする。また、モニタリング計画においては各行政機関等の役割分担を明確に示す。
- ・行政機関等はモニタリング計画に基づき事業実施内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。なお、必要に応じて当該年度毎に各機関の役割分担を見直すとともに、調査手法についても当該年度の状況に応じ簡素化を実施する等、柔軟に見直すものとする。
- ・エゾシカの影響把握のための植生調査等の複数の行政機関等が調査を実施しており、調査実施内容が膨大であるもの等に関しては、予め全体としての調査の優先度、簡素化の手法等を検討する。
- ・平成22年度以降、モニタリング計画の作成作業に着手する。なお、モニタリング計画の策定にあたっては、気候変動の影響把握に関する議論の進捗状況に留意する。
- ・モニタリング計画に盛り込むべき項目としては、以下のとおりを想定している。

#### 計画の目的

知床世界自然遺産地域において、科学的知見に基づく順応的管理を推進することを目的とする。

#### 計画期間

2012年から5年間もしくは10年間

#### 基本方針

A. モニタリング実施にあたり、8つの評価項目の設定について記述。

- 1 特異な生態系の生産性が維持されていること。
- 2 海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されていること。
- 3 遺産登録時の生物多様性が維持されていること。
- 4 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業が両立されていること。
- 5 河川工作物による影響が軽減されるなど、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持されていること。
- 6 エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響が発生していないこと。
- 7 レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること。
- 8 気候変動の影響もしくは影響の予兆を早期に把握できること。

B. モニタリング結果の評価の方法について記述。

## 実施すべきモニタリング調査一覧および調査手法、実施体制

2008 年度までに絞り込みを実施したモニタリング項目を基本とし、実施すべきモニタリング調査の一覧を作成。あわせて各調査ごとに実施手法及び実施主体を記述。

#### 4. モニタリングの実行と順応的・統合的管理に関する留意事項

- 1) モニタリングが必要とされる項目について、実施主体の明確化や、実施主体による長期的なモニタリングの実施体制（財源や組織体制を含む）の確保、実施する関係者間の十分な連携協力・意思疎通を図っていくことが必要。
- 2) モニタリングを長期的に実行する体制が存在するものについても、そのモニタリング結果が知床遺産地域の範囲に限定してまとめられていないため、順応的管理に資する視点で分析・評価しにくくなっているものがある。関係者に対してモニタリング結果の取りまとめ方法について協力を求めていくことが必要。
- 3) モニタリングとその結果に関する評価から、課題が見出され、助言等が行われた場合、実際の施策や管理への反映状況を確認していくことが必要。
- 4) 人口動態や産業構造などの地域社会の現況といった各種既存データのうち、モニタリングの評価に参考となる事項については、年度ごとに取りまとめる報告書に参考資料として添付することとする。

平成 20 年 11 月 19 日 一部改定

平成 21 年 2 月 3 日 一部改定

平成 21 年 7 月 23 日 一部改定

平成 22 年 2 月 16 日 一部改正